

## 長浜市社会福祉協議会ふれあいサロン支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 地域において高齢者・障害者・子供など、すべての地域住民を対象にともにふれあえるサロンの支援を行う。ふれあいサロン事業は、誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめる、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士のたすけあい・支えあいの輪を広めることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 市内の自治会程度の小地域で、サロンを開催する団体（ボランティア・自治会・福祉委員会等）

### (対象者)

第3条 全地域住民を対象とするが、特に高齢者の方や障害のある方、子育て中の親子の方などに積極的に参加を呼びかけるものとする。

### (支援内容)

第4条 サロン立ち上げ助成金、運営助成金を支給し、サロンの開催に対し、必要な情報の提供及び助言等を行う。

### (助成額)

第5条 助成額は、別表1に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の申請方法については、次のとおりとする。

#### (1) 申請受付期間

- ア 1年目の団体については、4月1日から11月30日までとする。
- イ 2年目以降の団体については、5月31日までとする。

#### (2) 提出書類

- ア 事業計画書（様式第1号）
- イ 予算書（様式第2号）
- ウ 請求書（様式第3号）

### (助成金の交付)

第7条 前条の規定による書類を受理したとき、その内容を審査のうえ適当と認められた場合は助成金を交付するものとし、助成金の支給は前金払いとする。

### (実績報告)

第8条 助成金交付を受けた団体の実績報告は次のとおりとする。

- (1) 報告期間は、3月末日で締め、翌月4月末日までに提出する。
- (2) 提出書類については別表2に定めるとおりとする。

### (余剰金の取扱い)

第9条 精算額が助成金を下回った場合は、速やかに返還するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

ただし、実績報告関係様式(様式第4号、様式第5号、様式第5-1号、様式第5-2号)については23年度実績より適用する。

別表1 (第5条関係)

助成額	助 成 期 間	回 数
30,000円	初年度1年目(立ち上げ) ただし、助成団体数は10 団体を限度とする。	5回以上 (助成対象期間4月～翌年3月)
30,000円	2年目 3年目	サロン実施予定回数10回程度 (助成対象期間4月～翌年3月)
10,000円	4年目以降	サロン実施予定回数10回程度 (助成対象期間4月～翌年3月)

別表2 (第7条関係)

サロン年数	助 成 額	報 告 書 類
1年目 2年目 3年目	30,000円	ア 事業報告書(様式第4号) イ 事業決算書(様式第5号) ウ 領収書の写し
4年目以降	10,000円	ア 事業報告書(様式第4号) イ 事業決算書(様式第5-1号) ウ 支出証明書(様式第5-2号)